介護保険 住宅改修のご案内 (簡易版)

東郷町 平成31年4月 要介護(支援)認定を受けた方が、住み慣れた自宅で安全に自立した生活を続けるために住宅を改修した場合、介護保険の給付を受けることができます。

事前申請なく改修を行った場合は住宅改修費が支給されませんので、改修前に担当のケアマネジャー(要支援の方は地域包括支援センター)等にご相談ください。

1 対象者・改修できる住宅

住宅改修着工日が要介護(支援)認定の有効期間内にある東郷町の介護保険被保険者で、在宅生活を送っている人。

介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅。

- 2 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類(新築・増築の工事は対象外です)
 - ①手すりの取付け ②段差の解消
 - ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え
 - ※給付対象にならない工事もありますので、必ず事前にケアマネジャーや工事施工事業者などにご相談ください。

3 支給限度基準額

支給限度基準額は介護度に関わらず、<u>要介護(支援)者一人当たり20万円が上限で</u> <u>す。</u>ただし、町内転居した場合や、介護の必要の程度が3段階以上あがった場合には再 度、申請上限額20万円の利用ができます。(同一住宅・同一対象者につき1回が限度)

4 費用

介護保険対象の住宅改修にかかる費用の1割、2割又は3割

- ※領収日時点の利用者負担割合が適用されます。
- ※限度額を超えた場合、超えた部分については全額自己負担になります。

5 支給方法の種類

償還払い・・・・被保険者が改修費用の全額を事業者に支払った後に、保険給付分が 町から被保険者へ給付されます。

受領委任払い・・・被保険者が改修費用の自己負担分の金額のみを事業者に支払い、 町が事業者に保険給付分を直接支払う方法です。

◆受領委任払いの注意点◆

- ① 東郷町が認めた登録事業者が施工する住宅改修の場合のみ利用できます。(受領委任対象事業者一覧は東郷町のホームページで確認できます。)
- ② 病院等に入院中の方は、支給申請は退院後にのみ可能です。(一時帰宅中の支給申請は認められません。) そのため、退院できない場合は、全額を自己負担していただくことになります。
- ③ 介護保険料の滞納があり、給付制限(支払方法変更)を受けている方はご利用できません。

- 6 事前申請に必要な書類(着工前)
 - (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請書 又は、 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い承認申請書
 - (2) 住宅改修が必要な理由書
 - (3) 見積書及び工事費内訳書
 - (4) 改修前の写真
 - (5) 平面図又は見取り図
 - (6) 承諾書(住宅の所有者が被保険者と異なる場合のみ) ※改修内容を変更する場合は、改修前に申請書類一式を再提出してください。

7 支給申請に必要な書類(工事完了後)

- (1) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 又は、 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)
- (2) 領収証
- (3) 改修後の写真
- 8 住宅改修の手続き方法(申請の流れ)





受領委任払い



ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談の上、本人・家族・ケアマネジャー・ 事業者等で、住宅改修の内容を検討してください。





着工の2週間前までに東郷町に申請書類を提出します。

※書類の提出はケアマネジャーや事業者に依頼しても構いません。





申請内容を審査・確認後、ご自宅等に「承認(不承認)通知書」を郵送しますので、事業者に通知書が届いたことをお知らせいただき、住宅改修を着工してください。<u>「承認通知書」の有</u>効期間は通知日から60日間です。





(次のページへ)





工事完了後、事業者に住宅改修代金の 全額を支払います。 工事完了後、事業者に自己負担分及び限 度額超過分を支払います。





東郷町に支給申請書類を提出します。

- ※入院(所)中の方は、退院(所)後に提出してください。
- ※書類の提出はケアマネジャーや事業者に依頼しても構いません。





支給申請書の書類内容等を確認・審査後、 被保険者本人あてに「支給(不支給)決 定通知書」を送付します。

支給決定された月の末日に被保険者が指定する金融機関の口座に住宅改修費が振り込まれます。

支給申請書の書類内容等を確認・審査後、 被保険者本人あてに「支給(不支給)の お知らせ(受領委任)」を送付します。 支給決定された月の末日に事業者が指定 する金融機関の口座に住宅改修費が振り 込まれます。

介護給付費適正化事業として、住宅改修の点検・確認を、事前又は事後訪問により行っています。

そのため、事前にご連絡したのち<u>町職員が自宅にお伺いして、住宅改修場所・内容の確認や利用状況の確認をさせていただくことがあります</u>ので、ご理解とご協力をお願いします。なお、訪問による確認後、介護保険対象外と認められた場合、住宅改修費を返金・自己負担していただく場合があります。

介護保険の給付対象となる住宅改修の 種類や提出書類の留意事項等、詳しくは 『介護保険住宅改修のご案内』をご確認 ください。 【事業に関するお問合せ】 〒470-0198 東郷町大字春木字羽根穴1番地 東郷町役場 高齢者支援課 介護保険係 ☎0561-56-0735(直通)